

東海林太郎直立不動像保存会規約

第1条 本会は、東海林太郎直立不動像保存会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を秋田市大町2-1-1の東海林太郎音楽館に置く。

(目的)

第3条 本会は2021年3月に秋田市文化創造館敷地内に建立した東海林太郎直立不動像の保存及び管理を行い、特定非営利活動法人東海林太郎顕彰会と連携し、田中唯介氏からの基金を元に歌一途の国民的歌手東海林太郎の「歌と人間性」を広く後生に伝承することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 年一回の総会及び交流会を開催する。
- (2) その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的・事業に賛同して入会した個人、法人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の事業に賛同するため入会した個人、法人及び団体
- (3) 普通会員 本会の目的に賛同して入会した個人

第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上
- (2) 監事2名

(選任等)

第7条 理事及び監事は、総会において選任する。理事の任期は3年とする。

(監査)

第8条 本会に、業務及び会計の監査を行うために監査を置く。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表しその仕事を統括する。
- (2) 副会長は会長の補佐をする。
- (3) 理事長は理事会の議決に基づき、本会の常務を処理し、この定款に定める会長の仕事を代行するとともに、会長に事故あるとき、その仕事を代行する。
- (4) 事務局長は理事長のもとで事務局を統括し、日常業務を処理する。

(顧問及び相談役)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は理事長が委嘱する。

(総会)

第11条 総会は本会の最高決定機関とし、年1回会長が招集する。但し、理事会の決議及び会員の過半数により臨時に開催することができる。

総会は年間事業の決定、予算及び決算の承認、役員を選出をする。総会の議決は出席者の過半数とする。

(会計)

第12条 本会の経費は、会費、協力金、寄付金、事業収益等を持ってあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第14条 本会の規則の改廃は総会で行う。

第15条 本会の設立年月日は令和3年7月1日とする。

第16条 本会則は令和3年7月1日より施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

秋田県秋田市大町2-1-1 東海林太郎音楽館内 佐々木三知夫

東海林太郎直立不動像保存会役員 (令和3年7月)

会 長 西脇久夫 副会長 田中唯介

理事長 佐々木三知夫

理 事 藤高幸三 三浦廣己 佐野元彦 森川恒 小国輝也 木村雅彦 松木仁 奈良真

北林貞男 涌井良介 武藤元

監 事 池田泰久 澤田石晶

